

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 7 月 26 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

株式会社丸善彦根店 彦根市小泉町 701

### 2 意見の概要

#### (1) 彦根市からの意見

ア 廃棄物について、適正な管理に心がけていただきたい。

イ 騒音について、地域環境への配慮をお願いしたい。（特に、早朝、夜間時）

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号

#### (2) 縦覧期間 平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 8 月 26 日まで